

文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化芸術の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

1 文化芸術立国の実現に向けた文化行政の実施

(1) 文化芸術推進基本計画について

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

令和5年3月には、令和5年度から令和9年度までの5年間を対象とする「第2期文化芸術推進基本計画」を閣議決定しました。

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の7つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進

⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具体的な取組を推進していくこととしています。

計画に基づき、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

(2) 文化庁の予算について

令和7年度文化庁予算においては、文化資源の持続可能な保存・活用による好循環の構築、世界に誇る多様な文化芸術の創造・発信など、対前年度1億円増の1,063億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充、文化財を活用した文化観光の推進による地方創生、日本文化の魅力創出・発信を行います。

加えて、令和6年度補正予算として、文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）、クリエイター等支援（育成プログラム構築・実践）、国立劇場再整備など、総額569億円を計上しました。

(3) 文化庁の京都移転と今後の取組について

令和5年3月27日、文化庁長官をはじめ、京都の新しい文化庁での業務を開始しました。

文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用などをはじめとする、新たな文化行政の展開を進める上で大きな契機になるものと考えています。

具体的には、京都移転を契機として、大阪・関西万博も見据え、食文化・文化観光施策それぞれについて、文化庁長官のリーダーシップの下で総合的かつ効果的に推進するため、文化観光推進本部・食文化推進本部を設置しており、文化財を活用した文化観光による地方創生パッケージをとりまとめるなど、京都の地から文化庁

ならではの地方創生を実現するための取組を推進しています。

また、令和5年7月には、文化庁と関西広域連合・関西経済連合会等との間で共同宣言を採択し、地方自治体・経済団体との共同で「文化芸術立国」の実現に向けて取り組むことに合意しました。この共同宣言においては、大阪・関西万博を日本の美や心を世界に発信する絶好の機会ととらえ、官民一体となって、我が国の文化芸術の国際発信とグローバル展開にビジネスの観点考え方を取り入れて戦略的に取り組むCBX（Cultural Business Transformation）を推進していくこととしており、関係施策を積極的に展開しています。

今後も、全国各地域において成果を感じていただけるよう、地方創生に一層資する新たな文化行政を展開してまいります。

2 博物館・劇場等の振興

(1) 博物館の振興

① 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、社会の変化も踏まえ、文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問が行われ、本諮問を受けて、文化審議会において「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」が取りまとめられました。

本答申では、博物館の基本的な機能の充実とともに、これからの博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化への対応の必要性が示され、新しい博物館登録制度の方向性が提言されました。

文化庁において、こうした議論を踏まえながら、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、求められる役割を果たしていくための規定整備を目的とし、博物館法の改正に取り

組み、国会で可決されました。

また、令和4年8月には、プラハでICOM大会が開催され、博物館の新定義が採択されました。新定義には「多様性」「持続可能性」「誰もが利用でき」など、現代の博物館に求められる理念と活動を示す概念が盛り込まれました。

博物館法の改正とICOM新定義策定という大きな転機を受け、文化庁では、より一層の博物館の振興を図るため、改正博物館法の概要や博物館についての情報をまとめた「博物館総合サイト」を開設し、「登録博物館等マーク」を作成するなど、博物館と法制度が広く一般に親しまれるようプロモーション活動を展開しています。また、技術進歩、災害の多発、学びの多様化など、様々な側面から博物館資料のデジタル・アーカイブ化やDXによる業務効率化が求められており、これらを推進するため、博物館への支援事業を行っています。

② 国立美術館・博物館における取組

i) (独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館（東京国立近代美術館（本館・国立工芸館）、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館）が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています。令和5年3月に新たな芸術文化振興の拠点として国立アートリサーチセンターを設置し、「アートをつなげる、深める、拡げる」をミッションに、専門領域の調査研究にとどまらず、情報収集と国内外への発信、コレクションの活用促進、展示室を活用して教員と学芸員が鑑賞教育について学ぶ指導者研修などラーニングの拡充、アーティストの支援などに取り組んでいます。

ii) (独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館5館（東京・京都・奈良・九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館）を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的に、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた8施設において文化財の調査・研究などを行っています。また、本部に設置された文化財活用センターでは、日本の歴史や伝統文化の魅力を国内外に発信する拠点として、先端的な技術による文化財の複製やVR等のコンテンツ制作、体験プログラムの開発等に取り組んでいます。同じく本部に設置された文化財防災センターでは、文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発事業等を通して、文化財の災害対応のみならず、防災、減災にも取り組んでいます。

iii) (独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査・研究、ナショナルコレクションとしての標本・資料の収集・保管・活用を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

iv) 文化庁国立近現代建築資料館について

文化庁国立近現代建築資料館では、我が国の重要な近現代建築資料の劣化、散逸、海外流出を防止するため、所在情報等の調査、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、年2回の展覧会を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。（詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>）

(2) 劇場・音楽堂等の振興

① 劇場・音楽堂等の活性化

劇場・音楽堂等は文化芸術を継承・創造・発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育む地域の文化拠点です。文化庁としては、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

② 国立の劇場における取組

国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわは、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。老朽化が進んでいた国立劇場及び国立演芸場については、我が国の伝統芸能の中核拠点・文化観光拠点としての機能強化を図るべく令和5年10月末をもって閉場し、再整備に向けた取組を進めながら、他劇場にて主催公演を継続して行っています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

3 文化財の保存と継承

(1) 文化財保護を巡る近年の動向

文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、令和4年度から「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月文部科学大臣決定）に基づき、修理技術者、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と計画的な保存・継承の取組を推進しています。

また、「文化財の匠プロジェクト」については、文化審議会から、本プロジェクトの充実を含む「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について」答申があったことを踏まえ、令和4年12月に改正し、内容の充実を図ったところです。

重点的な取組内容として追加した点は、

- ①文化財修理に不可欠な原材料について、リスト化・公表し、生産支援を通じて安定供給につなげていくことのほか、伝統的な和紙などについては文化財建造物の修理機会においても需要を創出していくこと
- ②文化財保存技術に係る人材に関して、選定保存技術の保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進すること、選定保存技術に親しみをってもらえる通称を付与することや、中堅・若手の技術者を対象に新たに表彰制度を創設すること
- ③適正な周期で修理するための事業規模の確保に関して、文化財類型に応じた必要な事業規模を漸次確保していくことに加えて、長期的な修理需要予測調査を実施することや、必要な事業規模・予算を確保した上で、多様な資金調達の活用も図っていくこと

などとなっております。

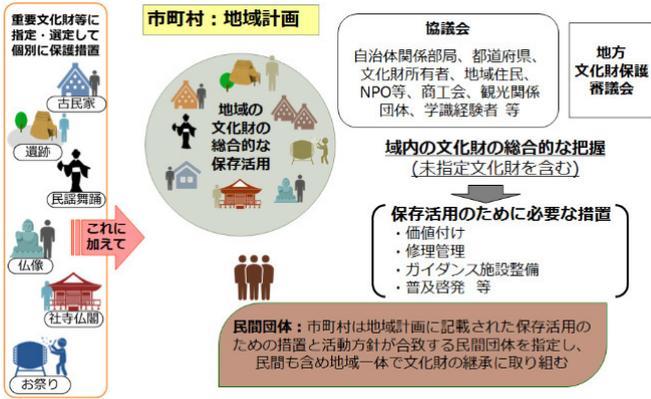
また、同プロジェクトにも記載されている「国立文化財修理センター」について、令和5年12月に基本的

な考え方（基本構想）を策定するなど、設置に向けた検討を進めています。

(2) 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の一部改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に關する総合的な施策を盛り込むものであり、令和7年3月末現在、45道府県で策定されています。市町村の地域計画は、未指定文化財を含む域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・市のみならず認定町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和7年3月末現在、194市町村で作成され、国の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能の維持や、保存・活用を行う団体の取組等の支援を行う地方公共団体を後押ししています。



(3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。

東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じており

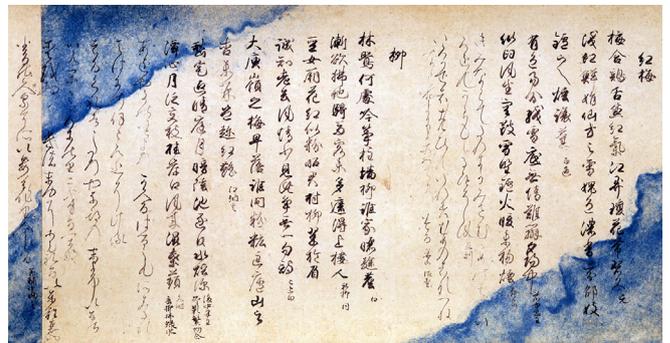
ます。



重要文化財（建造物）「太宰府天満宮本殿」屋根葺替（写真提供：太宰府天満宮）



国宝（建造物）「萬福寺」（写真提供：津嶋佳奈美）（令和6年12月指定）



国宝（美術工芸品）「和漢朗詠集（雲紙）」上巻（写真提供：皇居三の丸尚蔵館）（令和6年8月指定）



重要伝統的建造物群保存地区「須坂市須坂」
(写真提供：須坂市) (令和6年8月選定)



特別史跡「福井洞窟」
(写真提供：佐世保市教育委員会) (令和6年10月指定)

(4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、令和5年度からは、労働者不足や機材の高騰を受け、毎年増加しつつある発掘調査費の縮減を図ることを目的として、様々な分野で導入されている最新技術を遺跡の把握や発掘調査に導入のために必要な調査研究を実施しています。

埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な実施に関する様々な課題に対応するため、令和4年7月に「これからの埋蔵文化財保護の在り方について」(第一次報告書)

をまとめました。この中で、重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項として示した、指定相当の埋蔵文化財のリスト化については、地方公共団体と連携しつつ引き続きリストの作成、公表を進めるとともに、近世・近代の埋蔵文化財の取扱いについては、令和6年8月に取りまとめた報告において、その保護に係る考え方について示したところです。

水中に存在する埋蔵文化財(水中遺跡)については、保護の取組をより一層進めるため、地方公共団体との連携によるパイロット事業の実施を通じ、水中遺跡の保存活用を推進するためのモデル創出を行います。加えて、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備の整備を図ることによって、地域活性化を促進します。

(5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理事業を実施してきました。今後は、壁画・石室石材の保存管理と活用を両立した新たな施設の整備を進めてまいります。国宝キトラ古墳壁画は、恒久的な保存と確実な継承のため、石室から取り外した壁画をキトラ古墳壁画体験館 四(し)神(じん)の館(やかた)内 キトラ古墳壁画保存管理施設において引き続き保存管理と活用を推進いたします。

(6) 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を

図ります。令和6年7月には「佐(さ)渡島(ど)の金山」が世界遺産一覧表に記載されました。また令和7年1月には「飛鳥・藤原の宮都」をユネスコに推薦しました。今後も、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の文化的価値を発信し、世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。

令和6年12月に開催された無形文化遺産保護条約第19回政府間委員会において、「伝統的酒造り」の代表一覧表への記載が決定しました。

また、令和6年3月には拡張提案として「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の提案書をユネスコに提出しており、令和7年12月に開催される無形文化遺産保護条約第20回政府間委員会で代表一覧表への記載の可否が審議される予定です。令和7年3月には「書道」の提案書をユネスコに提出しています。

引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

(7) 文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受け、国宝・重要文化財の管理状況等を調査した結果、多くの施設で消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。この調査結果を踏まえ、国宝・重要文化財(建造物)及び国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成し、文化財の総合的な防火対策の検討・実施を促進しています。なお、令和3年12月には当該ガイドライン

を反映した「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」を策定し、必要な防災施設について明示しました。

また、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(令和元年12月23日大臣決定)において実施している、世界遺産や国宝を対象とした重点的な補助については、令和6年12月4日大臣改定により、令和7年度に限り継続して取り組みます。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に文化財の防火対策及び耐震対策を盛り込み、文化財を災害から守るために欠かせない防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

4

文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

(1) 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、この財源を用いて観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁としても、文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力的なものにするための取組を支援し、観光インバウンドに資する文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

5 文化観光の推進

(1) 文化観光推進法について

文化の振興を起点として、観光の振興、地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることを目的とする観光（＝文化観光）ができる機会を充実させ、これにより国内外からの来訪者の来訪を促進するとともに、来訪者の満足度を向上していくことが重要です。こうした観点から、博物館等の文化資源保存活用施設を中核として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年5月に施行されました。令和7年4月現在、本法に基づき、57件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化資源保存活用施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることとしています。

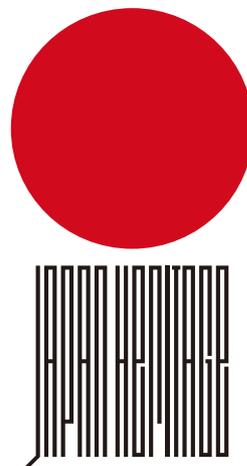
(2) 日本遺産の魅力向上

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。

令和7年4月現在、全国で104のストーリーを日本遺

産に認定しており、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進しています。



JAPAN HERITAGE

日本遺産

「日本遺産（Japan Heritage）」ロゴマーク

6 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

(1) 学校における芸術教育・文化芸術活動の充実及び地域文化クラブ活動の環境整備

① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

音楽を担当する指導主事等に対し、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る研修である伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等に対し、学習指導要領の趣旨を踏まえた実践的な研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、文化芸術団体

による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

また、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

③文化部活動及び地域文化クラブ活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めており、更に、令和4年12月には、公立の中学校の生徒を主な対象とした学校部活動の地域連携や地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めるため、文化部活動と運動部活動のガイドラインを統合したうえで全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは、少子化が進む中でも、子供たちが将来にわたり継続して文化芸術活動に親しめる機会を確保できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。そのため、令和6年度には162市区町村において文化部活動の地域移行に向けた体制構築や環境整備を行うための実証事業を実施しており、令和7年度も、実証事業の拡充による全国的な取組の推進に加え、課題の整理・検証などにより、新たな課題への対応や事業成果の更なる普及を図ります。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等

学校総合文化祭」を開催しています。第49回となる令和7年度は、「讃岐に咲くは 才(さい)の花たち」を大会テーマとして、香川県において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



かがわ総文祭2025マスコットキャラクター さぬぼん

(2) 地域における子供たちの文化芸術活動の推進

子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を地域偏在を解消しつつ提供します。将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ります。

7 文化芸術の創造的循環の創出とグローバル展開の加速

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出

された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成 29 年 12 月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成 30 年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

(1) 芸術家等の活動基盤強化

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在しています。その担い手である芸術家等が持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、適正な契約関係構築の推進や、活動環境改善のための必要な取組の実施等、活動基盤の強化の取組を推進します。

(2) 文化芸術エコシステムの形成促進

文化芸術組織の自律的・持続的な成長の促進に資する伴走型支援等の適切な支援方法の検証を推進します。

我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

(3) 文化芸術のグローバル展開の推進

日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同製作による公演等への支援、新進の芸術家等を対象とした研修や公演・展示会等への参加・実施に対する支援、活字コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援などを行います。また、「国際

文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成 31 年3月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。併せて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信等を推進します。

(4) 国際文化交流・協力の推進

日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、国際文化交流・協力の推進と文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。



写真①：第 15 回日中韓文化大臣会合 (2024)

(5) 「日本博」の推進について

「日本博 2.0」は、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けて、最高峰の文化資源を磨き上げるとともに、戦略的なプロモーションを推進し、年間を通じてインバウンド需要に的確に応えるために展開するプロジェクトです。これらの実施を通じて、訪日機運の醸成と万博から現地への誘客を図っていきます。

(6) 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。



写真②：アルメニア共和国における文化遺産保護のための
人材育成拠点交流事業（写真提供：佐賀大学）

8 舞台芸術活動等の推進

(1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高

度な技術・知識を習得させるための事業や大学の有する資源を積極的に活用し、新進芸術家等を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭オープニング・オペラ公演
「修道女アンジェリカ／子どもと魔法」

9 メディア芸術の振興

(1) アニメーション・漫画などのメディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、我が国のメディア芸術分野における優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成や水準の向上に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

(2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行っています。

10 生活文化等の振興と保護

(1) 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興と保護を図るため、生活文化の各分野についての実態調査等を行っています。

令和7年度はこれらの調査をさらに進めつつ、令和3年の文化財保護法改正により創設された無形の文化財の登録制度を活用し、生活文化分野の認知向上や普及啓発等に取り組むとともに、分野の活性化や新たな需要創出等に向けた事業を実施していきます。

(2) 食文化の振興・普及

南北に長く四季があり、海に囲まれている日本には、諸外国の文化を巧みに受け入れながら、豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化が存在しています。文化庁では、このような日本の食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護

を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。令和6年12月には、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、石川県で登録記念イベントを実施する等、「伝統的酒造り」の魅力を発信する取組を行いました。

令和7年度は、引き続き、これらの取組を進めるとともに、2025年大阪・関西万博等の機会を活用し、国内外に食文化の魅力を発信していきます。

11 文化芸術による共生社会の実現

(1) 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく国の第2期基本計画（令和5年3月策定）に則り障害者の文化芸術活動の推進に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

具体的には、障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表の機会の確保、作品等の評価を向上する取組のほか、文化芸術へのアクセス改善、支援人材の育成、鑑賞に配慮した取組や利用しやすい環境づくりに係る研修や地方自治体に対する支援、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等を推進していきます。

さらに、国立美術館・博物館で、障害者手帳を持つ人について展示会の入場料を無料としているほか、令和6年度の税制改正において、バリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対する税制上の特例措置を延長しています。こうした取組を通じて、あらゆる人が文化芸術活動に触れる機会の醸成に取り組んでまいります。



令和6年度「CONNECT⇄」より「のびのびストリート」

(2) アイヌ文化の振興

令和2年7月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌココタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。

また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）

※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語



国立アイヌ民族博物館

(3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が主体となって、地域住民やアーティスト、地域の芸・産学官と共に実施する地域の文化芸術資源を活用した文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています。

また、アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。

令和7年度は、「文化をみんなに」をキャッチフレーズに、「第40回国民文化祭」が9月から長崎県において開催されます。



「ながさきピース文化祭2025」ロゴマーク

12 社会の変化に対応した国語施策の推進

(1) 国語課題の検討

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身

は国語審議会) が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、一般の社会生活での国語の使用に関する目安又はよりどころとして、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では国語分科会の報告に基づき、令和4年1月に文化審議会から文部科学大臣に対し「公用文作成の考え方」が建議されました。この建議については、同月に閣議での報告を経て、内閣官房長官から各閣務大臣に宛てて、周知依頼の通知が出されています。

<参考:「公用文作成の考え方」(文化庁 HP) >



令和4年度には、今後検討すべき国語施策上の問題を整理するとともに、急ぎ取り組むべき課題としてローマ字のつづり方に関する問題の審議が始まりました。令和6年度5月に文部科学大臣から文化審議会に「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」諮問がなされ、国語分科会において、社会の実態や国民の意識を調査し把握しながら、引き続き検討が進められています。また、令和5年9月に「日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解」が出され、国立国語研究所の「現代日本語書き言葉均衡コーパス」のデータを現在の1億語規模から2億語規模に5年計画で拡充する取組に結び付いています。

(2) 国語への関心の喚起と理解の深化

毎年実施しているものとして、最新の施策について周知・協議する「国語問題研究協議会」、人々の国語に関する意識を調査する「国語に関する世論調査」があります。加えて、令和5年度からは、国語に関する問題や考えを直接国民から聴取する「国語課題懇談会」を開催しています。これらは、人々の国語に対する関心と理解を深めることを目的としたもので、令和7年度も実施します。

このほか、文化庁ウェブサイトでも、国語に関する情報の充実を図ってきました。「国語施策情報」で過去から現在までの資料等を閲覧できるようにするとともに、動画集として「国語施策の紹介」「敬語おもしろ相談室」「ことば食堂へようこそ!」を公開しています。令和6年度からは、言葉に関する疑問を感じたときに参考にしていただけるウェブサイト「言葉の情報サイト」を公開しています。

(3) 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月にユネスコが消滅の危機にある言語として発表した、国内のアイヌ語など八つの言葉、加えて東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の保存・継承のための調査研究や取組支援を行っています。令和7年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査や調査成果の還元をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、アイヌ語アナログ資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めていきます。

(4) 文字・活字文化の振興

令和7年度には新たに、文字・活字文化の振興のため、地域の出版社や書店、教育・研究機関、美術館、作家等、幅広い関係者、関係機関が連携、協働した、文字・活字資源を活用する特色ある取組を支援し、地域における文字・活字文化の振興モデルを構築する事業を開始しています。

13 新しい時代に対応した 著作権施策の展開

(1) 簡素で一元的な権利処理と対価還元 に資する未管理著作物裁定制度について

今日では、デジタル・ネットワークの発達に伴い、コ

コンテンツの創作や発信、利用が容易になり、これまで主流であった出版社やテレビ局のような「プロ」が関わるのではなく、一般の方が創作しインターネット上に掲載したコンテンツや過去の作品の新たな利用ニーズが高まってきました。このため、許諾を得て利用することが難しいコンテンツについて、適法な利用を促し、それにより発生した対価を著作権者に還元する仕組みとなる新たな裁定制度（未管理著作物裁定制度）を創設すべく、令和5年5月に著作権法の一部が改正されました。この改正法が施行される令和8年の春頃から、本制度は開始される予定です。

本制度は、集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能とするものです。また、本制度では、手続の簡素化・迅速化及び適正な手続を実現すべく、文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が、利用者の窓口となって手続を担うことができることとされています。

文化庁においては、令和8年の春頃からの制度の着実な実施に向けた準備を進めるとともに、著作物の権利情報をより円滑に把握できるよう、分野横断権利情報検索システムの構築に向けた検討を行い、制度の趣旨について社会全体に向けた周知・啓発などに取り組んでいます。

(2) AI と著作権について

昨今の AI を巡る技術革新は、その活用による社会変革に期待する声と、その利用に伴うリスクを懸念する声があり、国内・国外を問わず議論が進められてきました。

こうした懸念の声を受け、著作権との関係について、クリエイター等の関係者の懸念を払拭すべく、文化審議会著作権分科会法制度小委員会で議論を行い、著作権者の許諾なく AI 学習に著作物等が利用できる場合や、AI 生成物の生成・利用が著作権侵害となる場合等について、現行法における考え方を明らかにした「AI と著作権に関する考え方について」を取りまとめました（令和6年3月）。

その後、文化庁では、本文書でとりまとめた内容をより多くの方にご理解いただくため、関係当事者に向け分かりやすくまとめた「AI と著作権に関するチェックリスト & ガイダンス」の公表（令和6年7月）や AI と著作権をテーマとする「著作権セミナー」の開催（令和6年8月）など、周知・啓発に努めているところです。

なお、教育機関向けには、令和6年12月に公表された「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」において、学校現場での著作物の利用に関する基本的な考え方や生成 AI を利活用する際の著作権に関する留意点について記載しておりますので、指導に当たりご活用いただきたいと思います。

【参考】初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）

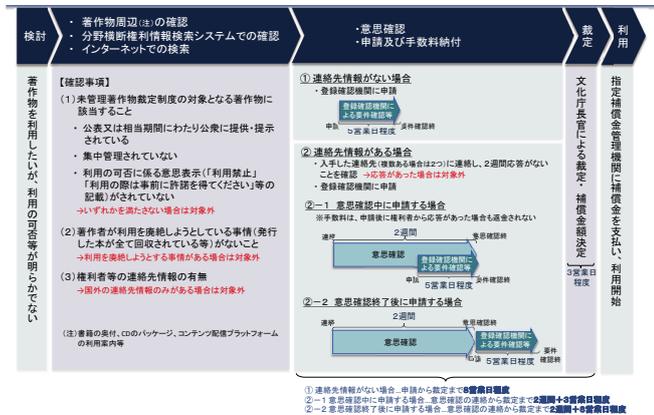
https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf

(3) 著作権侵害（海賊版）対策について

近年のデジタルコンテンツ需要の高まりと相まって、著作権侵害状況は過去最悪の状況となっています。

こうした状況を踏まえ、政府は、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を令和元年10月に作成（令和6年5月更新）し、政府一丸となって対策を進めています。

未管理著作物裁定フロー



文化庁においては、侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む著作権法改正、国内外における著作権侵害対策に関する普及啓発等、様々な取組を進めているところです。

また、学校向けには、令和4年度に、高等学校を対象とした普及啓発教材「みんなで考えよう!著作権と海賊版」を作成し、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」に掲載しています。著作権侵害（海賊版）の問題について分かりやすく学べる教材となっていますので、教育現場の皆様におかれましても指導にあたりご活用いただきたいと思います。

【参考】インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト 教材ページ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/teachingMaterials.html>

海賊版被害を少なくするためには、利用者一人一人が海賊版を利用しないよう意識することが有効な手段の一つです。教育現場の皆様におかれましても、海賊版ではなく正規版でコンテンツを楽しむようご指導いただきたいと思います。

(4) 著作権に関する普及啓発について

デジタル社会の到来により、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利となり、誰もが著作権に関する知識を身につけておくべき状況となっています。特に、小学校や中学校、高等学校の学習指導要領では、音楽、美術、情報などの教科において著作権や知的財産権を学ぶことが触れられており、指導に当たる教員は、著作権に関する正しい知識を習得する必要があります。文化庁では、教職員・情報通信技術支援員（ICT 支援員）を対象とした著作権講習会をオンライン形式で開催しており、教育機関に関係する条文や授業目的公衆送信補償金制度について解説するとともに、実際の指導に役立つ実践事例なども紹介しています。

また、文化庁ホームページでは、著作権に関する学習教材を公開しています。指導にあたりご活用いただき

たいと思います。

【参考】著作権に関する教材、資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

14 宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

(1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

(2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。